

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第200回国会】令和元年11月26日（火）、第4回の委員会が開かれました。

1 消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

・衛藤国務大臣（消費者及び食品安全担当）、大塚内閣府副大臣、橋本厚生労働副大臣、牧原経済産業副大臣、藤原内閣府大臣政務官及び政府参考人に質疑を行いました。

（質疑者）山本和嘉子君（立国社）、石川香織君（立国社）、初鹿明博君（立国社）、尾辻かな子君（立国社）、西岡秀子君（立国社）、青山大人君（立国社）、宮本徹君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

山本和嘉子君（立国社）

（1）大規模な消費者被害を発生させたジャパンライフをめぐる問題

ア ジャパンライフに対する衛藤国務大臣の認識

イ 消費者庁による4回の行政処分にもかかわらず、ジャパンライフが事業を継続し、消費者被害を拡大させたことに対する見解

ウ 平成27年の内閣総理大臣主催の「桜を見る会」にジャパンライフの山口会長（当時）が招待されたことの適否

a 山口会長を「桜を見る会」の招待者として選定した者及び選定理由

b 山口会長を選定したのは内閣総理大臣か否かの確認

c 山口会長を招待したことの適否

d 山口会長が「桜を見る会」に招待されたことをジャパンライフが宣伝に利用し、結果的に消費者被害の拡大につながった可能性に対する政府の責任

（2）衛藤国務大臣が消費者及び食品安全、一億総活躍などの6分野を兼務していることにより、消費者担当大臣として支障が生じるおそれに対する衛藤国務大臣の見解

（3）地方消費者行政に対する国の支援の必要性

ア 地方公共団体の消費生活相談体制の維持に対して国が財政支援する必要性

イ 消費生活相談員の待遇改善の必要性

（4）消費者契約法や公益通報者保護法の改正も含め、消費者行政の推進に向けた衛藤国務大臣の意気込み

石川香織君（立国社）

（1）ゲノム編集技術応用食品の安全性及び表示の在り方

ア 安全性審査の仕組み及び生態系や人体に対する影響の有無

イ 消費者の選択に資するために表示を義務化する必要性

ウ 消費者の知る権利に資するためにトレーサビリティ制度を導入する必要性

エ 標的部位以外の塩基配列へ変異が生じるオフターゲットが起きて問題が生じた場合の責任の所在

オ 形は悪いがおいしい自然の農作物とゲノム編集技術により見た目の良い農作物が一緒に販売される際に、消費者が見た目の良い農作物を選ぶのではないかとの生産者の不安に対する衛藤国務大臣の見解

（2）機能性表示食品としての届出後に、医薬品として誤認される表示があったことなどにより届出が相次いで撤回されたことに対する見解

初鹿明博君（立国社）

- (1) キャッシュレス決済におけるポイント還元制度に関する店頭用広報ツールの配布を、国の予算を無駄にしないよう、一定数を送付する方法から注文制に切り替える必要性
- (2) 来年度に設置予定の消費者庁新未来創造戦略本部に関して、全国展開を見据えたモデルプロジェクトの拠点地や国際消費者政策研究センターの開設地を、東京都ではなく交通の便が悪い徳島県とする理由

尾辻かな子君（立国社）

キャッシュレス決済に係る問題

- ア 衛藤国務大臣のキャッシュレス決済の使用経験の有無
- イ 経済産業省が各団体と進めるキャッシュレス決済がリボルビング払いに誘導される問題
 - a 経済産業省における把握状況
 - b 消費者庁における実態把握及び注意喚起の必要性

西岡秀子君（立国社）

- (1) 成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害防止
 - ア 社会的に弱い立場である若年者等の消費者被害に対する衛藤国務大臣の認識と防止に向けた決意
 - イ 民法改正に伴う成年年齢引下げを踏まえた若年者の消費者被害防止に向けた取組
 - ウ 消費者教育コーディネーターの配置促進のための財政支援及び役割の明確化の必要性
- (2) 令和元年9月の「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」報告書を踏まえての消費者契約法改正に向けた今後の取組及びスケジュール
- (3) 地方消費者行政を恒久的な財源により支援する必要性
- (4) プラスチック製レジ袋の有料化を義務付ける政府の制度案の最終的な方向性、将来への廃止も含めた施策であるかの確認及び対象外となるレジ袋についての消費者への説明方法

青山大人君（立国社）

- (1) フィッシングによる不正送金の被害
 - ア フィッシングによるものと見られる不正送金の被害件数及び被害額が本年8月、9月に急増した原因
 - イ 本年10月の被害件数及び被害額
 - ウ 被害件数及び被害額が急増している現状に対する衛藤国務大臣の見解
- (2) 電子決済サービスの不正利用
 - ア 不正利用に関する被害補償制度が各決済会社によって異なっていることに対して、画一的に消費者を保護する枠組みを整備する必要性
 - イ 消費者が電子決済サービスを安心して利用できる環境を政府が整備する必要性についての衛藤国務大臣の見解
- (3) 遺伝子組換え食品に係る任意表示制度において、遺伝子組換え農作物の意図せざる混入率を5パーセント以下に抑えている場合に表示が可能とされる「適切に分別生産流通管理された」旨の表示を消費者の視点に沿って改善する必要性

宮本徹君（共産）

- (1) 内閣総理大臣主催の「桜を見る会」に関連する文書の取扱い

- ア 平成 31 年開催分の招待者名簿が廃棄された旨を記録した廃棄簿の有無
 - イ 保存期間が 1 年未満である行政文書の廃棄について内閣府が作成している記録に、招待者名簿を廃棄した旨が記録されていない理由
 - ウ 招待者名簿を廃棄した旨の記録の有無
 - エ 招待者名簿の保存期間について、過去には 3 年間とされていた時期があったにもかかわらず 1 年未満とした経緯
 - オ 平成 31 年開催分の受付票に招待区分として付されている番号の意味
 - カ 保存期間が 5 年とされている「平成〇年桜を見る会」と題された文書ファイルに収録された文書を開示する必要性
- (2) いわゆる「引き出し屋」(ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者)をめぐる問題
- ア 成人である子の同意なく、子の生活の基本的な事項について、親が事業者に管理を委ねる旨の契約が公序良俗に反し無効か否かに対する見解
 - イ 子の自発的意思により事業者の業務の提供が困難となった場合には、事業者から契約を解除することが可能であり、受領済みの契約金について返還の義務を負わない旨の契約条項が、消費者契約法第 10 条に反し無効であるか否かに対する見解
 - ウ 悪質な「引き出し屋」の行為が厚生労働省の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」の趣旨に反している可能性

串田誠一君（維新）

犬肉を食用とすることの不適切性

- ア 我が国の犬肉の輸入量の推移とその輸出国
- イ 我が国において犬肉を食用として提供している飲食店数
- ウ 犬肉の輸出国における状況を確認する必要性
- エ 食品衛生法における犬肉の規制の状況
- オ 輸入される犬肉が食肉として安全であると判断する根拠
- カ 我が国において食用を目的とした犬の盗難に関する調査の有無
- キ 犬肉を食用禁止としている国の有無
- ク 「動物の愛護及び管理に関する法律」において犬への虐待が禁じられているにもかかわらず、犬肉を食用とすることが禁止されていないことについての衛藤国務大臣の見解
- ケ 我が国において犬肉を食用とすることを法律で禁止する必要性についての大塚内閣府副大臣及び藤原内閣府大臣政務官の見解